

## 2019年度採択事業に対する新型コロナウイルス対応緊急支援助成に関するQ&amp;A

No.	質問	回答
1	2019年に採択された事業に対し追加助成を申請する場合でも区分経理が必要となるのか。	今回の追加助成はすでに採択された2019年度事業の改訂・修正という位置づけとなることから、これまで同様区分経理は必要となります。なお、2019年度で既に採択された事業費等とは別途、追加助成成分をさらにそれとは切り分けての経理は不要です。
2	2019年に採択された事業に対し追加助成を申請する場合、実行団体を新たに選定してもいいのか。	コロナウイルスの影響によって、事業内容は変更しないで事業規模を拡大して実行団体を追加公募することで事業の目的の達成に有効であると判断される場合を想定しています。対応の可否については各団体とご相談させていただきます。
3	2019資金分配団体であるが、コロナの影響で事業実施が先延ばしされているため、事業期間を延長したいが可能か。その場合、延長した期間中の固定費は助成対象となるのか。	現在検討中です。
4	追加助成費用の中でも管理費として15%まで計上していいのか。	追加助成成分についても助成額の15%を上限とした管理的経費が対象となります。
5	追加助成の中でPO人件費は認められているのか。既存の資金計画でPO人件費が上限まで申請されていない場合、追加助成申請の際に上限額まで申請しても問題ないか。	PO人件費は、事業費とは別枠の助成です。その上限額を越えていないのであれば追加助成申請時に、コロナ禍の影響を踏まえて上限までとする変更が必要ということであれば資金計画の変更を行うことは可能です。
6	2019資金分配団体として事業採択されているが、追加助成を受ける場合と新規採択される場合では、助成額など具体的にどのような違いがあるのか。	追加助成は現在の事業で助成を受けている額の1か年分相当を越えない範囲での助成となります。新規事業としての緊急支援助成については事業実施期間は1年となるなど、違いあります。ご不明な点はお問合せください。
7	2019年度追加助成と2020年度緊急枠との違いは何か。	上記回答と同様、追加助成は現在の事業で助成を受けている額の1か年分相当を越えない範囲での助成となります。新規事業としての緊急支援助成については事業実施期間は1年となるなど、違いあります。ご不明な点はお問合せください。
8	最終年度の自己資金20%について、緩和の可能性はあるか。	2019年度事業はまだ開始直後の状態ですが、今回のコロナ禍の影響等も踏まえて、各団体における自己資金確保の状況は見ながら今後の対応については検討が必要と考えております。
9	地域を限定した事業で採択している実行団体が、コロナの影響でほかの地域でもニーズが高まっており、他地域でも活動をしたいと検討している団体がある。活動範囲の拡大をすることは可能か。	今回のコロナ問題によって対象が拡大したといった事情があり、その対象を救済することが所期の事業目的と相違が無いようでしたら可能性はあると考えます。ただし、1年だけの事業でさらに地域を追加された場合にどこまで所期の目的が達成できるかにつきましては精査が必要ではないかと考えます。具体的には個別の計画によろうかと思いますのでご相談ください。
10	実行団体と資金分配団体との間の契約期間は最長1年間であるが、例えば9月から事業を開始した場合は、そこから1年と考えてよいのか。	事業計画の見直しに十分な時間をかけることによって実行団体の選定・活動開始は9月、場合によっては10月あたりになることは想定できます。実行団体にはそれを見越した事業計画を立案していただくことになります。
11	すでに各団体の自己資金で活動している場合、その費用をさかのぼって精算することも可能か。	実行団体との契約日以前にさかのぼることはできませんが、当該事業がコロナによって影響を受けていて、その事態を解決するために必要な支出であれば遡っての支出も認められると考えております。
12	追加助成額の上限が「資金分配団体あたり現行助成額の1年分相当を目安とします」とあるが、どのように考えればよいのか。	PO関連経費や評価関連経費を含まない金額の助成金総額(2019年度分～2022年度分:2019年度と2020年度は1年で計算)を3で割った金額が上限目安となります。
13	実行団体への助成額の上限についても、資金分配団体の助成額の上限と同じ考え方でよいのか	同じ考え方となり、実行団体への助成額の目安も資金分配団体同様助成額の三分の一(1年分相当)となります。
14	実行団体への助成額の配分について、実行団体Aが自身の助成額の1/3以上を希望し、一方で希望しない団体がある場合は、資金分配団体の予算総額内での調整とすればいいか。	この場合については「その根拠、実行体制等について資料提出・説明等が必要」とされるケースとなります。合理的説明がなされるのであれば目安を越えての採択も可能です。
15	6月4日付の「ご案内」文書において、「事業計画の見直しについては、6月末までを目途に実施することとする。」とあるが、事業計画の見直しが8月末などになつても良いのか。	あくまでもスケジュールの一例として提示しております。合理的な理由があれば、早まることも遅くなることもどちらも可能です。